

2025年12月9日

各位

会社名 オークマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 家城 淳
(コード: 6103 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 執行役員管理本部長
日比野 新也
TEL (0587)95-9295

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年12月9日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」といいます。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、「『ものづくりサービス』の力で、社会に貢献する」という存在意義のもと、世界の製造業の課題解決に貢献するため、2023年6月に公表した「中期経営計画2025」に基づき、事業構造の変革と成長戦略の実行を進めております。「中期経営計画2025」では、ものづくりDXソリューションの展開と製造資本の強化、グローバル70の達成、経営基盤の強化、連結グループ全体での資本の最適化、ESG経営の実践を5つの基本方針として企業価値向上を目指しています。

当社のESG経営の実践において、コーポレート・ガバナンスの強化についても経営の重要課題の一つと捉えております。政策保有株式は、毎年保有の意義や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点、資本コストを踏まえた経済合理性等を精査しながら縮減していくという方針を掲げています。また、適切な株主構成の在り方についても検討し、当社株式を政策保有株式として保有している株主と議論を重ねて参りました。その結果、本売出しの売出しとなった株主より売却の合意が得られたため、公平な売却機会を提供するとともに、当社株式が市場において売却されることによる市場価格への影響を緩和するべく本売出しを実施することといたしました。

本売出しを通じて、当社の中長期的な成長に向けた事業戦略をご支援頂ける幅広い投資家の皆様に当社株式を保有いただくとともに、当社の株式流動性の更なる向上、ひいては資本市場の活性化の一助になるものと期待しております。

また、当社は、株主還元の充実及び資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、本日付の取締役会決議により、3,500,000株及び100億円を上限とする自己株式取得を実施することを決定いたしました。自己株式取得の詳細につきましては、当社が本日公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを一層強化し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関する一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 4,347,900 株
(2) 売出人及び売出株式数	氏名又は名称 売出株式数
	三井住友信託銀行株式会社 1,367,500 株
	株式会社三菱UFJ銀行 686,500 株
	株式会社福岡銀行 583,100 株
	株式会社三井住友銀行 522,200 株
	三菱HCキャピタル株式会社 332,400 株
	株式会社あいち銀行 266,100 株
	株式会社名古屋銀行 256,200 株
	株式会社十六銀行 150,000 株
	株式会社八十二銀行 98,700 株
	株式会社伊予銀行 45,200 株
	株式会社百十四銀行 40,000 株
(3) 売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 17 日(水)から 2025 年 12 月 22 日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
(4) 売出方法	野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
(5) 申込期間	売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで
(6) 受渡期日	売出価格等決定日の 5 営業日後の日
(7) 申込証拠金	1 株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申込株数単位	100 株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 家城 淳、又は、取締役専務執行役員 堀江 親に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 652,100 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 652,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 家城 淳、又は、取締役専務執行役員 堀江 親に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 652,100 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、652,100 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 1 月 16 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 1 月 16 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、三菱HCキャピタル株式会社、株式会社あいち銀行、株式会社名古屋銀行及び株式会社十六銀行並びに当社株主である岡谷鋼機株式会社及びオーエスジー株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。